シティホールプラザ

アオーレ長岡

施設利用案内

長　　岡　　市

ＮＰＯ法人ながおか未来創造ネットワーク

目　　次

〇ナカドマ（屋根付き広場）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１

Ⅰ　施設の利用申込みについて・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２

■ お申込みから開催・終了までの手順

１　利用申込み手続き
２　利用の申込みについて
３　施設使用料
４　備品及び設備の使用
５　衛生面について（清掃、ゴミ処理、原状復帰、養生　等）
６　駐車場について

Ⅱ　ナカドマのご利用にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・　７

１　具体的な利用におけるナカドマ利用の可否
２　音響機器を用いたイベント及び音楽イベントについて
３　販売営業許可登録について
４　車両進入について
５　安全対策について
６　裸火及び危険物等の持込み・使用について
７　その他、官公署への届出について

（別紙）「アオーレ長岡　敷地内販売営業許可登録申請書」　・・・１２

ナカドマ（屋根付き広場）

市民協働・交流の拠点であるシティホールプラザ「アオーレ長岡」において、ナカドマは、**日常的に市民活動が行われる中心的なスペース**です。誰でも気軽に立ち寄り、憩い集うことができる、天候に左右されない空間として様々な活動にお使いいただけます。

また、普段から家族連れや若者、高齢者、長岡のあらゆる地域の市民のほか市外県外、海外の方まで、たくさんの方々が訪れます。

ナカドマはまちと市民の活気を維持するための大切なシンボルであり、雪国長岡において天候に関わらず様々な催しが行われるアオーレ長岡の象徴です。

ご利用にあたっては、市民の皆さんの自由な発想を尊重しますが、近隣の皆様の生活環境にもしっかりと配慮したうえで、以下の点に留意しながらその運用を図ってまいります。

- ◆ 他の利用者が活動するうえで、支障が生ずる使用方法は、ご遠慮いただいたり、場所や時間帯を限定したりする場合があります。
- ◆ ナカドマの立地や近隣住民の生活環境上、迷惑が生じる活動は、差し控えていただく場合があります。
- ◆ 物販、各種サービス等は、本来、生業場所で営むものであるため、公の空間である「ナカドマ」では、日常の商業的利用は原則としてご遠慮いただきます。ただし、障がい者の社会参加の促進、地域の特色ある魅力紹介、復興支援、チャレンジショップなど、市の政策目的に合致する場合や、市民の憩いの空間、昼食機会提供用としての移動販売車、弁当の予約販売はこの限りではありません。

Ⅰ　施設の利用申込みについて

■ お申込みから開催・終了までの手順

- ◆ 利用予約（窓口、電話予約もＯＫ）
- ◆ 利用日の３か月前の日が属する初日から月単位で予約可
- ◆ 大規模催事やイベントの場合は３か月前に関わらずご相談を

３か月前

予　約　受　付

利用内容、利用計画の詳細をもって予約を受け付けます。必要に応じて消防署、保健所、税務署等への提出書類等の打合せを行います。

⇩

利　用　許　可

イベント内容をお聞きしたうえで、利用可否を判断し利用許可書を交付いたします。

⇩

使用料の支払い

使用料は前納制です。利用前までにお支払いいただきます。（現金払いの場合は使用当日でも可）

⇩

概ね１か月前

利用計画の打合せ

設営計画、搬入搬出計画、関係機関への届出、給排水・電気設備等、具体的な内容の打合せを行います。

⇩

利　　用

当初計画に基づきご利用いただきます。利用時間の中には、設営、催事開催、撤去までの時間を含みます。

⇩

終　　了

利用終了後、清掃し原状回復していただきます。また、施設利用報告書をご提出ください。

⇩

精　　算

利用時間の追加使用料及び冷暖房使用料金の精算を行います。

1　利用申込み手続き

(1) 申込先、書類の提出

シティホールプラザ「アオーレ長岡」西棟 3 階　市民協働センター内

ＮＰＯ法人ながおか未来創造ネットワーク

〒940-0062　長岡市大手通 1－4－10

TEL 0258-39-2500　　FAX 0258-39-2900

(2) 施設の開館時間及び休館日

■　開館時間：午前 8 時から午後 9 時まで（ナカドマは終日開放）

施　　設	開館時間又は取扱時間
市民交流ホール、アリーナ、市民協働センター	午前 8 時から午後 9 時まで
ナカドマ	終　日 （イベント利用時間は午後 8 時まで）
ホワイエ	午前 8 時から午後 9 時まで
シアター	午前 9 時から午後 5 時まで （専用使用は午後 9 時まで）
駐車場	午前 7 時から午後 11 時まで

※ 準備、撤去、清掃などの時間は利用時間に含まれます。

※ 利用時間外に施設を利用されるときは、アオーレスタッフまでご相談ください。

■　休 館 日：12 月 29 日から翌年 1 月 3 日まで

2　利用の申込みについて

(1) 利用申込み

① 施設を利用される方は、窓口、電話または長岡市公共施設予約システムにより、利用日の 3 か月前の日が属する月の 1 日～月末までを申込むことができ、利用日 3 か月前の月の 1 日から予約可能です（先着順）。

（例）7/1～31 までの間の利用申込みは、4/1 から可能です。

ただし、1 日が休館日または土日祝日などの休日の場合は、次の平日の開館日が受付開始日となります。

ナカドマ、ホワイエ、オープンテラス、シアターは電話、窓口でお申し込みください。

② 受付開始日は窓口または電話のみの受付となります。

長岡市公共施設予約システムからの申込みは、受付開始日の翌日から可能となります。

③ 連続使用できる期間は、市民交流ホールは最長 3 日間、アリーナ・ホワイエは最長 7 日間、ナカドマは最長 1 か月間（展示のみ）です。（準備、撤去の日を含む）

④ 大規模イベントなどを計画されている方は、上記に関わらずご相談ください。

(2) 利用の許可

利用申込時、アオーレスタッフが内容をお聞きし、利用許可書を交付（使用料が発生する場合は使用料のお支払い後に利用許可書を交付）します。

(3) 使用料の支払い

① 市民交流ホール、ナカドマ、ホワイエ、シアターを一般使用する場合は、無料です。
② 営利を目的とした利用については有料です。この場合、使用料は前納制です。
③ お支払いされた使用料は原則として返金できませんが、予定が変更になった場合は、お早目にご連絡ください。
④ 利用時間の延長、冷暖房使用料は追加徴収させていただきます。

(4) 利用の中止等

利用者の都合により、利用を中止・変更しようとするときは速やかにご連絡ください。
また、次の一つに該当する場合は利用許可を取消し、又は、利用を停止する場合があります。

① 利用許可の条件に違反したとき。
② 偽りその他不正な行為により利用許可を受けたとき。
③ 利用の権利を第三者に譲渡または転貸したとき。
④ 施設の管理運営上、または公益上支障があると認められたとき。
⑤ 公の秩序または善良な風俗を乱す恐れがあると認められるとき。
⑥ 使用料が支払われていないとき。
⑦ 災害その他不可抗力並びに管理運営上やむを得ない事由により、施設の利用が困難なとき。

(5) 禁止・制限行為

① 長岡保健所の許可を受けていない場合（主催者もしくは出店者が飲食を販売もしくは提供する場合、長岡保健所への届出と許可が必要です。）
※ 詳細は、Ⅱ　ナカドマのご利用にあたって　「７　その他、官公署への届出について」を参照ください。
② 消防設備機能を損なう場合
③ 来場者に危険を及ぼす恐れがあると認められる場合
④ 他の利用者に不都合があると認められる場合
⑤ 施設の壁・床・ガラス面・柱等に直接サイン・ポスター・看板等を貼る又は設置し、施設や備品等を損傷する恐れがある行為その他、施設管理運営上支障があると認められる場合
⑥ ナカドマでの音や煙など近隣住民に迷惑となる行為と認められる場合

3　施設使用料

＜市民交流ホール、アリーナ及びシアターは 1 時間当たりの使用料＞

施設			面積	使用料	
				一般	営利利用
ナカドマ			2,250 ㎡	無料	1 ㎡ 1 日：100 円
ホワイエ			230 ㎡		1 ㎡ 1 日：100 円
市民交流ホール	A		320 ㎡		6,800 円
	B		210 ㎡		4,500 円
	C		160 ㎡		3,800 円
	D		110 ㎡		2,300 円
アリーナ	フロア　全面		2,200 ㎡	8,000 円	36,000 円
	フロア 1/2 面		―	4,000 円	18,000 円
	フロア 1/3 面		―	2,600 円	11,700 円
	多目的室	A	67 ㎡	各 300 円	各 1,400 円
		B	65 ㎡		
		C	66 ㎡		
	会議室	A	39 ㎡	各 150 円	各 700 円
		B	49 ㎡		
		C	38 ㎡		
シアター			93 ㎡	無料	2,000 円

※ アリーナフロアの冷暖房使用料は、1 時間当たり 5,000 円（別途徴収）

※ アオーレ長岡の地下駐車場料金は 30 分当たり 100 円

※ アリーナフロアを一般開放しているときは、個人利用も可（無料）

4　備品及び設備の使用

① 備品を利用されるときは、予約が必要です。所定の用紙に品目、数量等を記入のうえ、お申し込みください。

② 備品の借受及び返却は、アオーレスタッフの立会いのもと行ってください。

③ 特殊な設備を除き、備品の設置及び撤去は主催者又は出店者から行っていただきます。アオーレスタッフは備品等の取扱方法の説明を行います。

④ 音響・照明の使用に際して、簡易的な操作方法はスタッフが説明しますが、実際の操作は主催者から行っていただきます。

⑤ 会議室等に備え付けの机、椅子等を室外に運び出す際は、スタッフにご相談ください。

⑥ 備品の使用料は無料です。
⑦ 備品の使用に際しては、善良な管理のもと責任をもってお取り扱いください。
また、使用後に汚れがある場合は拭き清掃等、原状復帰してください。

5　衛生面について（清掃、ゴミ処理、原状復帰、養生　等）

ご利用後は清掃、廃棄物（ごみ）処理等を行い、原状復帰並びに施設の美観保護、衛生面での配慮をお願いします。
なお、出店やイベントの実施にあたっては、以下をお守りください。

(1) 清掃及び廃棄物（ごみ）処理

① 利用期間中（準備・撤去期間中含む）の清掃、廃棄物（ごみ）処理は、主催者で行ってください。また、備品等が汚れた場合の拭き取りも行ってください。
次に利用される方のためにご協力をお願いします。
② 施設側で処理する場合は有料となります。その場合、長岡市が指定する廃棄物処理委託会社が承りますのでご相談ください。

(2) 床面養生

① ナカドマやアリーナは特殊な床となっており、特に油を取り扱う際は事前にビニルシートを敷くなどの養生をしてください。汚れ等の処理、清掃については主催者で行ってください。
② 施設側の一般的な清掃では落ちない汚れの場合、専門業者を依頼し実費を請求させていただく場合があります。

(3) 熱に対する養生

ナカドマやアリーナの床面及び長机上にコンロを置きますと、焼け焦げてしまいます。
耐火ボードやそれに代わるもので必ず養生をしてください。
詳しくはスタッフにご相談ください。

6　駐車場について

① アオーレ長岡には、主催者及び来場者のための専用駐車場はありません。
アオーレ長岡の地下駐車場は、市役所来庁者が利用するため、大変混み合います。
お車でご来場の場合は、大手通地下駐車場などの市営駐車場、もしくは近隣の民間駐車場をご利用くださるようご協力をお願いします。
② 多くの来場者が見込まれる場合には、あらかじめ公共交通機関の利用をご案内ください。
③ 物品の搬入出等で一時的に車両の混雑が予想されるときは、事故防止のため、適正に整理員等を配置してください。

Ⅱ　ナカドマのご利用にあたって

1　具体的な利用におけるナカドマ利用の可否

ナカドマにおける具体的な利用の可否については、以下のとおりです。
これによらない場合は、アオーレスタッフにお問い合わせください。

区　分	内　容	可否	理由、注意事項など
スポーツ	球技	△	他の利用者に追突の危険（バット、クラブ使用など）やガラス壁面の破損が見込まれるものは×
	キャッチボール、ボールけり、バトミントン	○	ゴムボール、羽根つき程度であれば○（親子での遊びなどを想定）
イベント	火気の使用	○	屋根のあるエリアにプロパンガスの持込みは不可
	音響機器の使用 音楽イベント	△	原則６５デシベル以下（アオーレによる測定数値） 太鼓等、音源の調整が難しいものは、屋内での実施を調整させていただきます
日常利用	飲食・飲酒	○	泥酔者など、他の利用者の迷惑になる行為は×
	移動販売車、弁当の販売	○	市民の憩いの空間、職員の昼食機会提供目的は可
	大道芸	○	商売の場合は不可
	ストリートダンス	△	音量により判断
	ギター演奏	△	音量により判断
	ペットの入場	○	館内は×。ひもでつなぐことが前提。ペットだけ残して長時間離れることはご遠慮ください
	ビラくばり	×	市民活動団体等は施設内にチラシ配置ＯＫ
	ラジコンヘリ、ドローン	×	他の利用者に追突の危険 ガラス壁面の破損防止
	スケートボード、ローラースケート	×	床の劣化、破損が見込まれるため
	キャンプ用テント	×	寝泊りは不可
	物販、各種サービス等の商業的利用	×	日常の商業的利用は×。ただし、政策目的に合致するものは○（復興支援など）
	露店商	×	指定された場所での出店（露店市場条例）
	自転車の乗り入れ	×	引いて歩く○。ナカドマ駐輪は不可
	車の乗り入れ	×	搬入時及びイベント以外は不可
	辻立ち（演説など）	×	街頭での実施を依頼

２　音響機器を用いたイベント及び音楽イベントについて

ナカドマは、市民協働によるまちづくりと市域全体の活力を創出するアオーレ長岡のシンボルですが、一方で近隣及び周辺環境への配慮が必要です。
イベント主催者にとっても、また近隣住民にとっても居心地の良い場所であるために、以下の点をお守りください。

〇ナカドマで開催するイベントの撤収完了時間は、原則、午後８時までとします。

＜申請時＞
・イベント内容をスタッフが聞き取りをします。前ページに記載のとおり、管楽器や打楽器といった音源の大きい物を使用するイベントついては屋内（アリーナや交流ホールＡなど）での開催を調整させていただきます。なお、室内への変更が難しい場合は、内容の変更または開催をご遠慮いただく場合もあります。
・大型ビジョン前をメイン会場に、音量が 65dB 以内（大手通り歩道アーケード付近での測定値）と想定されるイベントであっても、内容によりメイン会場をナカドマのアオーレバード前（アリーナ側）に変更をお願いする場合もあります。

＜準備時＞
・早朝や夜間の準備は控えてください。やむを得ない場合はご相談ください。
・テントの組立て作業等は丁寧に行い、大きな金属音が出ないよう配慮してください。
　また、舞台設備等の組立て時に使用する工具類については、極力音の出にくいものを使用してください。
・発電機等の音が発生する機器は、低騒音型を使用するとともに、覆いをかけるなどの防音対策をお願いします。

＜イベント開催時＞
・リハーサル時には必ず音量試験を行い、本番前に音量（65dB 以内）やスピーカーの位置・向きなどを調整してください。
・イベント本番中は、リハーサル時で調整した音量を必ず厳守してください。
・大型ビジョンを使用する場合も、音量は同様とします。
・アリーナとナカドマを一体的に利用したイベントについても扱いは同様とし、既定値を超えそうな場合は、アリーナの扉を半分閉めるなどの調整を行います。

＜撤収時＞
・撤去作業も含めて、午後８時を終了の目安としてください。
　イベントの内容により、やむを得ず午後８時以降に撤収作業が発生する場合は、大きな音を立てないよう静かに作業を行ってください。
・ステージやテント等の解体、車両への積込み作業などは丁寧に行い、近隣の方々へご迷惑にならないよう努めてください。

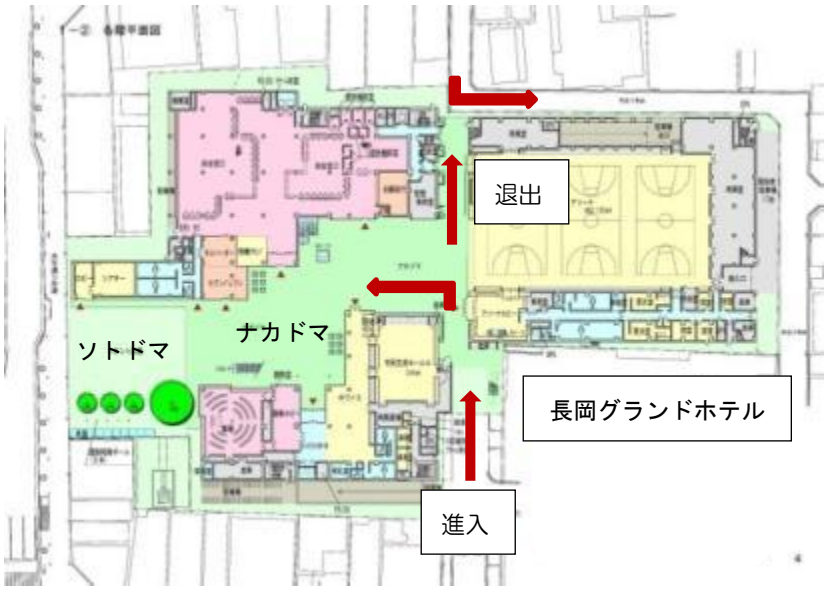
3　販売営業許可登録について

ナカドマで販売営業行為を行う場合は、別紙**「アオーレ長岡　敷地内販売営業許可登録申請書」**が必要です。その際、『出店規定』をお読みいただき、内容にご同意のうえ申請ください。なお、本申請は登録を目的としたものであり、ナカドマの使用については、別途、施設使用申し込み手続きが必要になりますので、アオーレスタッフにお申し込みください。

4　車両進入について

ナカドマは多くの人が通行し、くつろぐ憩いの場です。車両進入に際しては、安全確保の観点から以下をお守りください。

(1) 車両の進入及び退出経路



※ イベント等の関係で違う経路での進入及び退出をお願いする場合もあります。

(2) 進入及び退出時の注意事項

① 安全が第一優先です。走行は最徐行（いつでも停止できる速度）とします。

② 走行時はハザードランプを点灯し、原則として同伴者が誘導をして歩行者の安全確保に努めてください。やむを得ず、誘導をする人がいない場合は、スタッフに指示を仰いでください。

③ ナカドマ内には点字ブロック、強化ガラス並びにウッドデッキ部分があります。
点字ブロック上を走行する場合にはゴムマット養生が必要となります。また、強化ガラス面上は養生の有無に関わらず走行できません。加えて、ウッドデッキ上は通常走行できますが、ウッドデッキ上に駐車する場合にはゴムマット養生が必要となります。

※ アオーレ長岡には養生用のゴムマットがあります。ご利用の方はアオーレスタッフにお申しつけください。

5　安全対策について

(1) 歩行者動線等の確保

① イベント・催事において来場者混雑が予想される場合は、警備員あるいは整理案内員等を配置のうえ来場者の安全確保に努めてください。また、他のイベント主催者との同時利用の場合、出店位置等を調整させていただきます。

② 催事の設営に際しては、消防法で定める避難動線の確保をお願いします。主催者もしくは出店者は次の箇所付近への出店はしないようにしてください。

・エスカレータ・エレベーターの乗降付近
・各棟の出入口付近及び東棟１階トイレ、テナント出入口付近
・点字ブロック上
・ナカドマ（屋根なし部分）の東棟外壁木パネル下（冬季間）
・神社付近

③ 車いすをご利用になられる方に対して、案内及び安全確保に十分な配慮をお願いします。

④ 歩行の支障となるケーブル等は養生を施すとともに、支障物を置かないようしてください。

(2) 安全に対する配慮

販売、調理などによって人体に損害を与える恐れのある場合は、事前に十分な防護策を講じてください。販売、調理に伴って発生する臭気、騒音、振動が来場者や他の出店者に影響を及ぼす場合には、改善もしくは退場の指示をさせていただくことがあります。

6　裸火及び危険物等の持込み・使用について

ナカドマ・ソトドマで裸火や危険物等を持ち込む・使用する場合は禁止行為の解除申請書、露店等の開設届出書を提出していただく必要があります。使用制限等がございますので、必ず事前にアオーレスタッフまでご相談ください（交流ホール内で火気は使用できません。）。

(1) 届出・申請が必要な持込物品及び行為

◆禁止行為の解除申請書（※ナカドマ、アリーナ）

裸火（ガスコンロ）、ろうそく（キャンドル）、動植物性油（揚げ物のような多量の場合）、木炭、ガソリン・軽油　など

◆露店等の開設届出書（※ソトドマ・イベント時のみ）

火災発生のおそれがある対象器具（石油ストーブ、七輪、ガスコンロ、ＩＨ電気コンロ等）を使用する場合

(2) 届出・申請・協議内容

・禁止行為の解除承認申請書・露店等の開設届出書
〔消防署に申請・届出し、許可書・届出書の写しをアオーレへ提出〕
・裸火・危険物物品取扱一覧
・実施計画書
・実施スケジュール（裸火、危険物品持込場所が明確に記されていること）
・安全対策レイアウト（消火器、バケツ、誘導員等消火・安全対策配置図）
・緊急連絡先　等

(3)提出先等

① 提 出 先　　長岡消防署
〒940-0082　長岡市千歳 1-3-100
TEL 0258-35-2193　FAX 0258-36-8320

② 提出期限　　10 日前

③ 提出部数　　2 部（原本 1 部）

(4)ナカドマとアリーナの違い

	消費熱量上限・器具	届出書・申請書	煙の多い出店
ソトドマ(屋根なし部分)	火災発生のおそれがある対象火気器具(石油ｽﾄｰﾌﾞ、七輪、ｶﾞｽｺﾝﾛ、IH電気ｺﾝﾛ等)を使用する場合	露店等の開設届出書 ※長岡消防署へ提出が必要 ※イベント時のみ提出義務あり （移動販売車のみは不要） ※消火器の準備も必要	許可(ただし、場所を指定させていただく場合があります。)
ナカドマ(屋根あり部分)	30 万 Kcal/h (ｼﾞｬﾝﾎﾞﾌﾗﾝｸ 30 店舗程度､本格的なﾗｰﾒﾝ 5 店舗程度)	禁止行為の解除承認申請書 ※長岡消防署へ提出が必要	できる限りソトドマを利用(出店の際は場所の指定､対策を要する場合があります。)
アリーナ	18 万 Kcal/h (使用目的によって異なる場合有り)	禁止行為の解除承認申請書 ※長岡消防署へ提出が必要 ※ガス漏れ検知器設置義務あり	禁止(例:串焼きなど) ※換気機能が弱いため

※ ナカドマの屋根付きのエリアには、ガスボンベの持込みは出来ません。

※ その他、詳細・不明な点はアオーレスタッフまでお問合せください。

7　その他、官公署への届出について

消防署以外の関係機関への届出については、必要の有無および届出方法についてアオーレスタッフにご相談ください。

	届出・申請・協議内容	届出先
食品営業許可申請等（臨時営業許可）	・飲食等の許可申請	新潟県長岡地域振興局健康福祉環境部 （長岡保健所　生活衛生課） 〒940-0857　長岡市沖田 3-2711-1 TEL 0258-33-4936 FAX 0258-33-4933
期限付酒類小売業免許届出書等	・酒類の小売（販売）	国税庁関東信越国税局長岡税務署 〒940-8654　長岡市千歳 1-3-88 長岡地方合同庁舎 TEL 0258-35-2070
音楽著作権使用許諾申請等	・音楽著作権使用に関すること	(一社)日本音楽著作権協会　大宮支部 〒330-0802　さいたま市大宮区宮町 2-35 大宮 MT ビル 9F TEL 048-643-5461 FAX 048-643-3567

別　紙

アオーレ長岡　敷地内販売営業許可登録申請書

※本書類は登録を目的としたものです。ご利用に際しましては施設利用申し込み手続きを必ず行ってください。

〈申請者名〉	〈e-mail〉 〈携帯〉
〈会社名〉	〈TEL〉 〈FAX〉
〈住　所〉　（〒　　－　　）	
〈代表責任者名〉　（役職：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿）	

■看板表示名（屋号）

■ブースタイプ　　□**移動販売車（車種：　　ナンバー：　　）**

□**仮設ブース（飲食物販売の場合は保健所の許可証の写しを添付ください）**

■希望範囲＿＿＿＿㎡

■主な販売品目　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

■電気・ガス・水の使用について現在、使用を予定しているものは・・・

□　電気　　□　ガス　　□　水

※利用における詳細仕様は施設利用申し込み時に申告してください。

以下のアンケートにお答えください。

長岡市露店市場出店者共同組合に所属（している・していない）　　五・十市に出店（している・していない）

過去３年間での主な出店実績（イベント出店はイベント名と場所、敷地内出店は施設名をお書きください）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

申請者である個人及び団体は

○ 反社会的勢力ではありません。

○ 反社会的勢力との取引はありません。

○ 本申請終結後に反社会的勢力に属しません。

以上相違ないことを表明しアオーレ長岡敷地内にて営業販売許可をお願いいたします。

（裏面の出店規定書をお読みになり同意の上ご署名ください）

令和　　年　　月　　日　　（申請者自署名）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

出店規定

①一般規定

● **出店手続きについて**

出店には本「アオーレ長岡　敷地内販売営業許可登録申請書」を提出し許可を受けた場合のみ出店ができます。ただし、後から公共の場での出店にはふさわしくないと判断された場合退場いただくことがあります。その際の仕入れ等の損害賠償はいたしません。また敷地内での盗難、紛失、会場内で発生した事故に対してその責任を負いかねますので、管理は各自で十分注意して行ってください。

● **車両搬入について**

物品の搬入、移動販売車両の入場は必ず事前の申請が必要です。搬入口や搬入ルート、停車位置の指示を必ず受け、入場退場時は最徐行でハザードランプを点灯し、必ず進行方向に誘導員をつけてください。

駐車時は原則エンジンを止めてください。保冷車なども施設内電源に切り替えてください。

● **ＰＲ看板・ＰＯＰ・ノボリの設置について**

出店者はブース内または車両内にてポスター、ＰＯＰの掲示、パンフレット、チラシの配布が可能です。ノボリや看板をブース外への設置は原則できません。車両、ブースに設置してください（通路安全確保の観点より）。

音響機器などを設置してＰＲする場合は他の出店者に迷惑が掛からない音量でお願いします。他の出店者に迷惑がかかる場合は、管理運営者より改善の指示、または停止の指示をさせていただくことがあります。

● **販売について**

販売する商品による食中毒等、出店者の責務で発生した事故については当該者にて当事者へ補償していただきますので安全衛生面は特にご注意ください。

お客様とのトラブルがあった場合、また適切な処置がとれない場合、販売中止を求めることがあります。

● **安全に対する配慮**

販売、調理などによって人体に損害を与える恐れのある場合は、事前に十分な防護策を講じてください。販売、調理に伴って発生する臭気、騒音、振動が来場者や他の出店者に影響を及ぼす場合には、改善もしくは退場の指示をさせていただくことがあります。

● **会場内での喫煙**

会場内は禁煙です。施設内には２か所の喫煙室がありますので、そちらを使用してください（車両の中でも禁煙です）。

● **免責事項**

天変地異、事件、事故など不可抗力の原因により出店位置の変更、出店時間の変更、出店の中止をすることがありますが、これによって生じた出店者の損害を補償しません。

● **上記規定の厳守及び変更**

出店者及び関係者は、この規定を厳守しなければなりません。また、やむを得ない理由がある場合、この規定ならびにその細則を変更することがあります。

②食品の調理、製造、販売について

・仮設ブースで食品の調理・製造・販売を行う場合は「臨時食品営業許可」が必要となります。対象となる業種は、飲食店営業、喫茶店営業、菓子製造業、食肉販売業、魚介類販売業、乳類販売業、弁当類または惣菜類販売業、冷凍食品販売業、豆腐販売業となります。保健所への申請は各出店者でお願いします。詳しくは、長岡保健所へお尋ねください。

・長岡保健所の許可印がある許可書の写しを必ず提出してください。なお、申請に係る費用は出店者にてご負担ください。

・ナカドマ、屋根なし広場は特殊加工の床となっており、特に油を取り扱う出店者は事前にビニルシートを敷くなどの措置をし、汚れ等の処理、清掃については各出店者で行ってください。なお施設側の一般的な清掃では落ちない汚れの場合、専門業者を依頼し実費を請求させていただく場合があります。

・調理で発生したゴミ等は、必ず出店者でお持ち帰りください。販売した器や箸などもできる限り回収願います。

・排水が伴う場合は施設内排水溝をご利用いただけますが、必ずザルなどで固形物を取り除く処置をしてご利用ください。

③防火・危険物について

・防火、耐火、耐熱措置を施さない裸火の使用は厳禁です。裸火とは気体、液体、固体燃料を使用する火気器具で炎、火花を発生させるもの、または発熱部を外部に露出するもの。電気を熱源とした機器で発熱部が赤熱して見えるもの。電気コンロ、電気ストーブ、電熱器など（ただし発熱部が焼室、風道庫内に面しているトースター、ヘアドライヤー、オーブン等は除く）。また、外部に露出した発熱部に可燃物が触れた場合、着火するおそれのある固形燃料を熱源とする火器使用機器などは裸火に含まれます。

・第一石油類～第四石油類の持込はできません。



アオーレとは？

「会いましょう」を意味する長岡地域の方言です。
様々な出会いがうまれるようにという期待が込められています。

ＮＰＯ法人ながおか未来創造ネットワーク

「アオーレ長岡」を利用する市民の視点に立ち、より自由に、より使いやすい施設を実現するために設立した団体です。
施設利用の総合受付を行うほか、市民の皆さんが行うイベントのサポート、施設管理や自主イベントの企画・運営など、アオーレ長岡を核とした市域全般の活力創出を担っています。

シティホールプラザ「アオーレ長岡」

〒940-0062 新潟県長岡市大手通1丁目4番地10
TEL.0258-39-2500　FAX.0258-39-2900
URL https://ao-re.jp/

平成 24 年 10 月発行
令和 8 年 3 月改定